

## PRP 26.9 別表テーブル 謝金、単価、謝礼等

## 〈謝金〉

| No. | 項目     | 内容                                 | 単位   | 上限額(円) | 税率・税額                           | 所得種別  | 所得税法等該当条文  | 消費税   | 関連旅費 | 備考              |  |
|-----|--------|------------------------------------|--|--------|---------------------------------|---|------------|---|------|-----------------|--|
| 1   | 理事会謝金  | BOG年間謝金                            | 理事に対して支払う年間謝金  | 年間     | 500,000                         | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:500,000x 20.42%=102,100円                                    | 役員報酬(給与所得) | 28条<br>161条第8項<br>タックスアンサーNo.1929                     | 不課税  | -               | 日々の電話相談料や通信費は年間謝金に含まれる   |
| 2   |        | BOG会議出席謝金                          | 理事に対して支払うBOG会議出席謝金                                     | 1回     | 400,000                         | 移動1日、出席3日、移動1日の計5日分と仮定:80,000円/日<br>居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:400,000x 20.42%=81,680円 | 役員報酬(給与所得) | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項<br>タックスアンサーNo.1929 | 不課税  | 源泉徴収不要          | 電話でリモート参加する委員には謝金は支給しない  |
| 3   |        | BOG電話会議出席謝金                        | 理事に対して支払うBOG電話会議出席謝金                                   | 1回     | 80,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:80,000x 20.42%=16,336円                                      | 役員報酬(給与所得) | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項<br>タックスアンサーNo.1929 | 不課税  | -               | 会議自体が電話会議として開催される場合の謝金   |
| 4   | 評議員会謝金 | BOC年間謝金                            | 評議員に対して支払う年間謝金   | 年間     | 40,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉<br>不要                                   | 給与所得       | 28条<br>161条第8項  | 不課税  | -               | 日々の電話相談料や通信費は年間謝金に含まれる   |
| 5   |        | BOC会議出席謝金                          | 評議員に対して支払うBOC会議出席謝金                                    | 1回     | 40,000                          | 移動、出席合わせ2日と仮定:20,000円/日<br>居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:40,000x 20.42%=8,168円            | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 源泉徴収不要          | 電話でリモート参加する委員には謝金は支給しない  |
| 6   |        | BOC電話会議出席謝金                        | 評議員に対して支払うBOC電話会議出席謝金                                  | 1回     | 20,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉<br>不要                                   | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | -               | 会議自体が電話会議として開催される場合の謝金   |
| 7   | 審査謝金   | 契約監視委員会                            | 契約監視委員会の評価委員に対して支払われる会議出席謝金                            | 1回     | 50,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:50,000x 20.42%=10,210円                                      | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) |  |
| 8A  |        | 内部審査委員会                            | 内部審査委員会の委員等に対して支払われる委員会出席謝金                            | 1回     | 40,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:40,000x 20.42%=8,168円                                       | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) | 人対象委員会、動物実験委員会、放射線安全委員会、委員による施設査察等<br>本学の依頼に基づき、委員と同等の業務を行う外部専門家にも適用する。  |
| 8B  |        |                                    | 内部審査委員会の委員等に対して支払われる委員会年間謝金                            | 年間     | 委員<br>120,000<br>委員長<br>170,000 | 居住者:月額表(乙欄)参照   | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) | 電話・メール相談料、通信費、書面審査、迅速審査及び委員会出席のためのガソリン代及び高速代(沖縄県内)を含む。<br>自家用車以外の交通手段を使用した場合は、別途交通費を支給する。<br>本学の依頼に基づき、委員と同等の業務を行う外部専門家にも適用する。 |
| 9   |        | 提案審査委員会                            | 企画競争入札の審査委員に支払われる謝金                                    | 1回     | 30,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:30,000x 20.42%=6,126円                                       | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) |  |
| 10  |        | 教員の研究実績レビュー                        | 会議出席(電話・e-mail・web等を含む)または書面審査により、教員の契約更新等を判断する        | 1回     | 50,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:50,000x 20.42%=10,210円<br>非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉<br>不要    | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) | テニユア審査、昇進審査 等  |
| 11  |        | 研究ユニットの研究実績レビュー                    | 会議出席(電話・e-mail・web等を含む)または書面審査により、研究ユニットの研究資金の更新等を判断する | 1回     | 200,000                         | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:200,000x 20.42%=40,840円<br>非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉<br>不要   | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) | 研究ユニット審査 等   |
| 12  |        | 研究計画書・論文口頭試問<br>学外審査員              | 学生の研究計画書および論文について口頭試問を行い、書面にて評価を提出する                   | 1回     | 50,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:50,000x 20.42%=10,210円                                      | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) |  |
| 13  |        | マテリアルのレビュー及び<br>意見書の提出(委員会を欠席した場合) | 委員会を欠席し、書類の審査及び意見書の提出を行う場合                             | 1回     | 10,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉<br>不要                                   | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) | 科学技術関連の委員会委員が委員会を欠席した場合に支払う謝金 等  |
| 14  |        | 書面審査及び迅速審査                         | 委員会を開催する代わりに、電話・e-mail等の手段で、必要な審査を行う場合                 | 1回     | 10,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉<br>不要                                   | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) |  |
| 15A |        | グラント・ファシリテーター<br>(オンサイト)           | 科研費等の外部資金申請書について、申請者と議論し、審査・助言を行う                      | 1回     | 30,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:30,000x 20.42%=6,126円                                       | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) | 1回につき数件の申請書の審査を依頼  |
| 15B |        | グラント・ファシリテーター<br>(オフサイト)           | 科研費等の外部資金申請書について、書面(e-mail・電話・ビデオ会議等を含む)にて審査・助言を行う     | 1回     | 20,000                          | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉<br>不要                                   | 給与所得       | 185条第1項2号 へ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項                    | 不課税  | 非課税<br>(所基通9-5) | 1回につき数件の申請書の審査を依頼  |

## 別表\_FY2021改定

| No. | 項目          |               | 内容   | 単位  | 上限額(円)  | 税率・税額  | 所得種別   | 所得税法等該当条文                          | 消費税 | 関連旅費            | 備考  |
|-----|-------------|---------------|--|-----|---------|--|--------|------------------------------------|-----|-----------------|---|
| 16  | 産業医謝金       | 産業医謝金         | 産業医に対して支払う謝金   | 1月  | 100,000 | 月額表(乙欄)参照  | 給与所得   | 185条第2項 イ                          | 不課税 | -               | 月あたり訪問1回を標準とする。追加訪問があった場合、個別の委託契約で定めた追加報酬を加算して支払うことができる。  |
| 17  | 客員教授手当      | 客員教授手当(教授級)   | OISTの研究プロジェクト等に参加し、研究上の打合せへの参加、資料の作成、研究に関する技術的アドバイス等を行う客員教授に対して支払う手当 | 1月  | 備考参照    | 居住者:月額表(乙欄)参照<br>非居住者:20.42%   | 給与所得   | 185条第1項2号 イ<br>(月額表:乙欄)<br>161条第8項 | 不課税 | 非課税<br>(所基通9-5) | 手当額については、業務の内容や相手の経歴等を考慮して、個別のコンサルタント契約の決裁の中で定めること。手当額によって源泉徴収額が変動する  |
| 18  | 講演謝金        | 特別講演謝金        | セミナーやセミナーに類する講義等を公認会計士、税理士、弁理士等に依頼する場合の謝金                            | 1回  | 100,000 | 居住者:10.21%<br>非居住者:20.42%<br>(租税条約による免税適用時:0%)   | 報酬・料金等 | 204条第1項第1号<br>161条第2項              | 課税  | 源泉徴収要           | 公認会計士、会社社長、名誉教授、その他学長が認める特別な講演者 等   |
| 19  |             | 講演謝金          | ワークショップ、セミナー、講義等において、外部のスピーカーに一般的な講演を依頼する場合の謝金                       | 1回  | 30,000  | 居住者:10.21%<br>非居住者:20.42%<br>(租税条約による免税適用時:0%)   | 報酬・料金等 | 204条第1項第1号<br>161条第2項              | 課税  | 源泉徴収要           | ワークショップやセミナーの講師<br>*注1:日当を加算できる<br>*注2:通常より長時間にわたる場合は、予算責任者の承認を得た上で20,000円まで加算できる                                     |
| 20  | 指導助言実技実習等謝金 | 指導助言実技実習等謝金   | 実験のデモンストレーション及び実習等   | 1回  | 30,000  | 居住者:10.21%<br>非居住者:20.42%<br>(租税条約による免税適用時:0%)   | 報酬・料金等 | 204条第1項第1号<br>161条第2項              | 課税  | 源泉徴収要           |   |
| 21  | 演奏・演舞等謝金    | 演奏等(一般)       | 入学式等のイベント時に琉球舞踊等の音楽パフォーマンスを依頼した際に支払う謝礼                               | 1回  | 52,000  | 居住者:10.21%<br>非居住者:20.42%<br>(租税条約による免税適用時:0%)   | 報酬・料金等 | 204条第1項第1号<br>161条第2項              | 課税  | 源泉徴収要           | 団体、グループに対して演奏等を依頼し、代表にまとめて支払う場合には、源泉徴収不要。   |
| 22  |             | 演奏等(学生)       | 入学式等のイベント時に琉球舞踊等の音楽パフォーマンスを依頼した際に支払う謝礼                               | 1回  | 12,000  | 居住者:10.21%<br>非居住者:20.42%<br>(租税条約による免税適用時:0%)   | 報酬・料金等 | 204条第1項第1号<br>161条第2項              | 課税  | 源泉徴収要           | 団体、グループに対して演奏等を依頼し、代表にまとめて支払う場合には、源泉徴収不要。   |
| 23  | 研究被験者謝金     | 研究被験者謝金       | 被験者として研究の協力を依頼し支払う謝金   | 1時間 | 1,600   | 源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)  | -      | 該当なし                               | 課税  | 源泉徴収不要          |   |
| 24  | 経済実験謝金      | 参加報酬          | 経済実験を行う際に実験の時間に応じて支払う謝金  | 1時間 | 1,600   | 源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)  | -      | 該当なし                               | 課税  | 源泉徴収不要          |   |
| 25  |             | 成果報酬          | 経済実験の実験内での成果に応じて支払う謝金  | 1回  | 備考参照    | 源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)  | -      | 該当なし                               | 課税  | 源泉徴収不要          | 概ね参加報酬総額と同額またはそれ未満  |
| 26  | 採血謝礼        | 採血年間謝金        | 研究に必要なボランティアからの採血を医院に依頼するもの  | 1年  | 10,000  | 源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)  | -      | 該当なし                               | 課税  | -               | 契約書の写しが必要   |
| 27  |             | 採血謝金(都度)      | 研究に必要なボランティアからの採血を医院に依頼するもの  | 1回  | 1,000   | 源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)  | -      | 該当なし                               | 課税  | -               | 契約書の写しが必要   |
| 28  | 単純労務謝金      | パートタイム(学生等)   | 資料収集や会場整理等の単純労務を依頼し支払う謝金(2か月以内の単純労務)                                 | 1時間 | 1,600   | 扶養控除等申請書を提出する場合<br>勤労学生控除が適用⇒月額表または日額表甲欄、扶養親族等1人欄の金額(所得月額119,000円未満、所得日額4,000円未満は、非課税) | 給与所得   | 源泉徴収税額表の「扶養親族の数の求め方の例示」            | 不課税 | -               | 扶養控除等申請書を提出せず、勤労学生控除が適用されない場合(タックスアンサーNo.2514)<br>①継続して2か月以内の場合:日額表丙欄<br>②継続して2か月以上の場合:日額表乙欄<br>※ 継続して2か月以上の場合は、人事で対応 |
| 29  | その他         | 上記の項目に該当しない謝金 | 上記の内容に該当しない謝金  | -   | -       | -  | -      | -                                  | -   | -               | 副学長(財務担当)の事前承認が必要   |

\*支払については、ERPの“謝金”メニューを使用してください。

\*この表に載っていない場合には、下記のとおり手続きしてください。

1. 将来にわたって複数回使用する場合は、“謝金カテゴリーの新設”申請をしてください。

2. 一回限りの場合は、“その他”に該当するので、副学長(財務担当)の承認が必要です。

**留意事項**

以下については、「謝金」とは異なった取り扱いをしますので、注意してください。

**<「即支出」で処理を行うもの>**

| No. | 項目           |              | 内容                     | 単位 | 上限額(円) | 税率・税額  | 所得種別   | 所得税法該当条文   | 消費税 | 関連旅費  | 備考                |
|-----|--------------|--------------|------------------------|----|--------|--|--------|------------|-----|-------|-------------------|
| 1   | 弁護士報酬        |              |                        |    |        | 居住者:10.21%<br>非居住者:20.42%<br>(租税条約による免税適用時:0%) | 報酬・料金等 | 204条第1項第2号 | 課税  | 源泉徴収要 |                   |
| 2   | その他契約にもとづく謝金 | その他契約にもとづく謝金 | 上記の内容に該当しない新規の契約に基づく謝金 | -  | -      | -  | -      | -          | -   | -     | 副学長(財務担当)の事前承認が必要 |